

昭和二十二年八月二十五日

第六四号

附第ニ〇五号

仰渡致

内閣官房次長

年月日

戦災復興院計出局長宛
總理廳官房總務課長

特別都市計画法第十六條と憲法第十九條との関係
について
標記の件につき計出局長及び土地局長より香川県知事及び
高知市長宛回答の件は差支ありません。

内閣

裏面白紙

日本標準規格B5(十四行罫)

63

昭和二十二年八月二十五日
法制局
本件は、左記の
認める。
特別都市計画
が一部五分以内の提
の施行に因る宅地
め、土地所有者は
いものとして、補償
するの法の趣意で
趣旨により、同法を
しなものと考へる
昭和二十二年八月二十五日

昭和二十二年八月十三日

安永

月 日

総理廳官房総務課長宛
大復興院計出局長宛

都市計画法第十六條と憲法第十九條との関係
計出局長及び土地局長より香川県知事及び
宛同答の件は差支ありません。

内閣

日本標準規格B5(十四行笺)

63

めくれず

昭和二十二年八月十三日
総理廳官房総務課長
法制局 仰
本件に対する貴局の意見を
承知致したい。

本件は、左記の理由により、支障ないものと
認める。
記

特別都市計画法第十六條の規定は、減歩
が一分以内の場合においては、土地区劃整理
の施行に因る宅地價格の實質上の増加のた
り、土地所有者及び関係者は損失を受けな
いものとして、補償の問題として採り上げないことと
するが、法の趣意である関係者におきまして、その
趣意により、同法を運用する限り、憲法に違反
しないものとする。

昭和二十一年十二月二日
法制局

昭和二十二年七月十五日起案

計画局長

計画課長
土木課長
施設課長

土地局長

整地課長
工務課長
庶務課長

一案

番号

年月日

計画局長
土地局長

香川縣知事
高知市長
宛

内閣

特別都市計画法第十六條と憲法第二十九條との関係について

六月十八日付で御照会の標記については、左記の通りであり、
から御承知願ひたい。

記

特別都市計画法第十六條の規定は土地区劃整理により利益を
とける土地所有者及び関係者に充分の負担を課する、
趣旨に出るものであつて憲法第三十九條の規定の趣旨に抵触
するものでない。

一案

番号

年月日

関係各都道府県知事宛

計画局長
土地局長

特別都市計画法第十六條と憲法第二十條との
関係について

豫記について六月十八日付で香川縣知事より別紙一のような
照会があり六月二十日付で高知市長より同趣旨の照会
があったので別紙二のよう回答しておいたを以り参
考までにお送りする。

内 閣

別紙一

昭和二十二年六月十八日

香川縣知事

戦災復興院総裁殿

特別都市計画法第十六條と憲法第二十條との

関係について

高松市においては、昭和二十一年度以来特別都市計画法によつて
戦災復興~~地~~土地区劃整理を著々実施中であるが、同法第
十六條において

「土地区劃整理施行地区内に於ける施行後宅地の総地積
が、施行前の宅地の総地積に比し一割五分以上減少するに
至つたときは、その一割五分を超えざる部分について土地
所有者及び関係者に対して勅令を定めるところにより

補償金を交付する。

となつており、昭和二十一年十二月三十日閣議決定戦災復興計画基本方針に於いても宅地減小の一部は無償と以て提議せしめられたることとなつてゐるが、憲法第二十九條においては、

「私有財産は正当な補償の下にこれを公共の目的のために用ゐることかできる。」とあり新憲法の下に於ては私有財産が無償提議は憲法違反ならずやとの疑義を生じ、区劃整理委員会並に一般市民の間には於ても種々論議され、本委員会における換地計画審議も非常な障礙に達し、復興事業にも多大の支障を来し一日の遷延を許せざる状態にあり、至急有権的解放を御回示下さる様お願いする。

内 閣

参考条文

○特別都市計画法第十六條

「第五條第一項の土地区劃整理の施行により、土地区劃整理施行地区内における施行後の宅地総面積が、施行前の宅地総面積に比し、一割五分以上減少するに至つたときは、その一割五分を超えざる部分について、土地所有者及び関係者に対して勅令で定めるところにより補償金を交付する。」

○同法施行令第三十七條

「法第十六條の補償金の総額は、土地区劃整理施行前におけるその地区内の宅地の平均價格に同條に規定する一割五分を算入し、部分の地積の数に乘じた額とする。」

憲法第二十九條

「財産権はこれを侵してはならない。」

財産権の内容は公共の福祉に適合するやうに法律でこれを定める。

私有財産は正当な補償の下にこれを公共の目的のために用ゐることが出来る。」

Handwritten notes in vertical columns, likely a commentary or translation of the constitutional text.

内閣